

【 法 務 委 員 会 】

(1) 審議概観

第153回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件（うち本院先議1件）、本院議員提出1件、衆議院議員提出2件の合計10件であり、内閣提出7件（うち本院先議1件）、衆議院議員提出2件を可決し、本院議員提出1件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願4種類15件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案は、ワールドカップサッカー日韓共催大会の開催を来年5月に控え、いわゆるフーリガン対策等が求められていることから、我が国で開催される国際競技会等の円滑な実施を妨げる目的をもって暴行等を行う外国人を上陸拒否及び退去強制の対象とするとともに、外国人犯罪の現状にかんがみ、刑罰法令違反者等に係る退去強制事由を拡大し、併せて入国審査官による事実の調査に関する規定の整備等を行おうとするものである。質疑は、フーリガンと「国際会議で暴行を行うおそれのある者」等を同様に扱う理由、上陸拒否する際の基準、事実の調査を行うに当たって入国審査官が人権に配慮する必要性等について行われ、全会一致をもって可決された。なお、外国人犯罪対策に万全を期すること等を内容とする5項目の附帯決議を行った。

司法制度改革推進法案は、国の規制緩和等の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要になることにかんがみ、本年6月に提出された司法制度改革審議会の意見の趣旨にのっとり行われる司法制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、その基本的な理念及び方針、国の責務等を定めるとともに、司法制度改革推進本部を設置する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、推進本部への国民の意見の反映方法、改革の経過をリアルタイムで公開する重要性、法曹養成の在り方と法科大学院の制度設計、司法予算を大幅に拡充する必要性等について質疑が行われ、また、4人の参考人から意見を聴取した。質疑終局後、共産及び社民の共同提案により、基本理念規定に「基本的人権の保障及び社会正義の実現を図る」との文言を加えること等を内容とする修正案が提出され、同修正案否決の後、本法律案は多数をもって可決された。なお、顧問会議、検討会の内容等についてできる限りリアルタイム公開するよう努めること等を内容とする5項目の附帯決議を行った。

商法等の一部を改正する法律案は、株式会社等の経営手段の多様化を図るため、新株予約権の制度を新設し、種類株式の制度の改善を図るとともに、株主総会における議決権の行使、会社関係書類の作成等を電磁的方法により行うことを可能にする等の措置を講じようとするものであり、また、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法その他の関係法律の整備を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、株式制度見直しの趣旨、新株予約権の有利発行に関する情報開示の重要性、会社関係書類の電子化に伴う安全性確保への配慮、小規模会社における計算書類の公開の実効性の確保等について質疑を行い、共産から両法

律案に対する反対討論が行われた後、いずれも多数をもって可決された。なお、商法等の一部を改正する法律案に対し、電磁的方法の信頼性・安全性の確保に努めること等を内容とする4項目の附帯決議を行った。

刑法の一部を改正する法律案は、自動車運転による死傷事犯の実情等にかんがみ、事案の実態に即した処分及び科刑を行うため、飲酒運転や著しい高速度運転などの悪質かつ危険な運転行為により人を死傷させた者に対する罰則を強化するとともに、自動車を運転して過失傷害罪を犯した者について、傷害が軽いときは情状により刑を免除することができる旨の規定を設けようとするものである。また、**刑事訴訟法等の一部を改正する法律案**は、財産刑、自由刑等の裁判を的確に執行するため、公務所又は公私の団体に対する検察官等の照会権限について定めようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、刑法の一部を改正する法律案について3人の参考人から意見を聴取するとともに、危険運転致死傷罪及び刑の免除規定を新設した理由、悪質交通事犯に対する諸外国の法制、交通事故被害者・遺族に対する配慮の必要性、刑の執行のための照会権限を規定することの効果等について質疑が行われた。各参考人からは、今回の刑法改正を評価する発言が行われたが、東名高速で飲酒運転のトラックに追突され女児2人を亡くした井上参考人からは、刑の免除規定や免除の要件となる軽微な傷害の解釈について問題があること及び被害者・遺族に対する更なる情報開示が必要であることが指摘された。

採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって可決され、刑法の一部を改正する法律案に対し、危険運転致死傷罪の運用に当たって濫用されることのないよう留意するとともに、交通事犯一般についても事案の悪質性、危険性等の情状に応じた適切な処断が行われるよう努めること等を内容とする7項目の附帯決議を行った。

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案は、子を養育する裁判官の継続的な勤務を促進し、もって裁判事務等の一層の円滑な運営等に資するため、裁判官について育児休業の対象となる子の年齢を1歳未満から3歳未満に引き上げようとするものである。質疑は、育児休業中の代替措置等環境整備の必要性、育児休業による再任への影響の有無、男性裁判官の育児休業が少ない理由等について行われ、全会一致で可決された。

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、監査役機能の強化、取締役等の責任の軽減に関する要件の緩和及び株主代表訴訟制度の合理化を行おうとするものである。また、**商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案**は、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、農業協同組合法その他の関係法律の整備を行おうとするものである。

両法律案は、自民、公明、保守の3会派の共同提案による議員立法として、第151回国会に衆議院に提出され、継続審査とされていた。なお、衆議院において、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、取締役等の賠償限度額の見直し及び責任免除にかかる株主総会決議の方法等について修正が行われ、これに伴い、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案についても修正が行われた。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、取締役と従業員の賠償義務の均衡、コーポレート・ガバナンスに関する抜本的法改正の検討状況、取締役の責任軽減と報酬に関する情報開示の必要性、取締役会活性化のための方策等について質疑が行われ、共産から両法律案に対する反対討論が行われた後、いずれも多数をもって可決された。

平成8年2月、法制審議会は、個人を尊重し、男女間の対等な関係を確立しようとする観点から、選択的別氏制の導入を軸とする民法改正案要綱を決定したが、政府案は未だ提出に至っていない。民主、共産及び社民の参議院議員の発議による民法の一部を改正する法律案は、婚姻適齢を男女とも18歳とし、女性の再婚禁止期間を100日に短縮し、選択的別氏制を導入して別氏夫婦の子の氏は出生時に定めるものとするとともに、非嫡出子の相続分を嫡出子と同一とすることなどを内容とするものであるが、継続審査とされた。

〔国政調査等〕

10月11日、第152回国会閉会後に行われた委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。同日、森山法務大臣から法務行政の諸施策に関する件について説明を聴取した。

同月25日、法務及び司法行政等に関する調査を行い、テロリズムへの対応、改正少年法の実施状況、犯罪被害者の保護、司法制度改革、選択的夫婦別氏制度、刑務所の過剰収容対策、IT社会における刑事司法の在り方等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成13年10月11日（木）（第1回）

- 理事を選任した。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 法務行政の諸施策に関する件について森山法務大臣から説明を聴いた。

○平成13年10月25日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロリズムへの対応に関する件、改正少年法の実施状況に関する件、犯罪被害者の保護に関する件、司法制度改革に関する件、選択的夫婦別氏制度の導入に関する件、刑務所の過剰収容対策に関する件、IT社会における刑事司法の在り方に関する件等について森山法務大臣、中川法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成13年10月30日（火）（第3回）

- 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第14号）について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年11月1日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第14号）について森山法務

大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第14号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○司法制度改革推進法案(閣法第1号)(衆議院送付)について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成13年11月6日(火)(第5回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○司法制度改革推進法案(閣法第1号)(衆議院送付)について森山法務大臣、山名総務大臣政務官、池坊文部科学大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成13年11月8日(木)(第6回)

○司法制度改革推進法案(閣法第1号)(衆議院送付)について参考人京都大学大学院法学研究科教授田中成明君、住商リース株式会社代表取締役副社長中川英彦君、主婦連合会事務局長吉岡初子君及び弁護士野澤裕昭君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○司法制度改革推進法案(閣法第1号)(衆議院送付)について森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第1号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、自由、無

反対会派 社民

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成13年11月15日(木)(第7回)

○商法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)

以上両案について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年11月20日(火)(第8回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○商法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)

以上両案について森山法務大臣、横内法務副大臣、村田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第6号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民、自由、無
反対会派 共産
欠席会派 無

(閣法第7号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民、自由、無
反対会派 共産
欠席会派 無

なお、商法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

○刑法の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)

以上両案について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

また、刑法の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成13年11月22日(木)(第9回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○刑法の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)

以上両案について森山法務大臣、横内法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成13年11月27日(火)(第10回)

○刑法の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)について参考人被害者遺族井上郁美君、京都学園大学法学部教授川本哲郎君及び弁護士笠井治君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○刑法の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)

以上両案について森山法務大臣、横内法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第8号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無
反対会派 なし
欠席会派 無

(閣法第9号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無
反対会派 なし
欠席会派 無

なお、刑法の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

○裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)

について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年11月29日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第19号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成13年12月4日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（第151回国会衆第31号）（衆議院提出）

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（第151回国会衆第32号）（衆議院提出）

以上両案について発議者衆議院議員太田誠一君から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員佐々木秀典君から説明を聴いた後、発議者衆議院議員保岡興治君、同太田誠一君、同谷口隆義君、修正案提出者衆議院議員佐々木秀典君、森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（第151回国会衆第31号） 賛成会派 自保、民主、公明、自由、無
反対会派 共産、社民
欠席会派 無

（第151回国会衆第32号） 賛成会派 自保、民主、公明、自由、無
反対会派 共産、社民
欠席会派 無

○平成13年12月6日（木）（第13回）

- 請願第31号外14件を審査した。
- 民法の一部を改正する法律案（参第3号）の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

司法制度改革推進法案（閣法第1号）

【要旨】

本法律案は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要になることにかんがみ、司法制度改革審議会の意見の趣旨にのっとり行われる司法制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、司法制度改革推進本部を設置する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 基本理念

司法制度改革は、①国民がより容易に利用できるとともに、公正かつ適正な手続の下、より迅速、適切かつ実効的にその使命を果たすことができる司法制度を構築し、②高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制の充実強化を図り、並びに③国民の司法制度への関与の拡充等を通じて司法に対する国民の理解の増進及び信頼の向上を目指し、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを基本として行われるものとする。

2 国の責務

国は、1の基本理念にのっとり、司法制度改革に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

3 日本弁護士連合会の責務

日本弁護士連合会は、弁護士の使命及び職務の重要性にかんがみ、1の基本理念にのっとり、司法制度改革の実現のため必要な取組を行うように努めるものとする。

4 基本方針

司法制度改革は、①裁判所における手続の一層の充実及び迅速化等を図り、②法曹人口の大幅な増加、法曹養成制度の見直し等を図り、③国民が刑事訴訟手続に関与する制度の導入等を図るとの基本方針に基づき推進されるものとし、政府は、基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

5 司法制度改革推進計画

政府は、司法制度改革に関し講ずべき措置について司法制度改革推進計画を定めなければならない。

6 司法制度改革推進本部

- (1) 司法制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、司法制度改革推進本部を置く。
- (2) 司法制度改革推進本部は、司法制度改革の推進に関する総合調整、計画の作成及び推進、法律案及び政令案の立案並びに関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事務をつかさどる。
- (3) 司法制度改革推進本部長は内閣総理大臣、副本部長は国務大臣、本部員はその他のすべての国務大臣をもって充てる。

- (4) 司法制度改革推進本部の事務を処理させるため、事務局を置き、事務局長その他の職員を置く。
- (5) 設置期限は、設置の日から3年間とする。
- 7 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 政府は、司法制度改革の推進に当たっては、司法制度改革審議会意見書の意見を尊重するとともに、諸施策を策定・実施するに当たり広く利用者である国民の意思を反映することができるよう、司法制度改革推進本部に設置が予定されている顧問会議、検討会の構成等に特段の配慮をすること。
 - 2 政府は、顧問会議、検討会を運営するに当たっては、その経過と内容についてできる限りリアルタイムで公開するよう努め、透明性を確保すること。
 - 3 政府及び関係機関は、人権擁護と社会正義の実現の観点を踏まえ、司法制度改革審議会意見書の指摘する諸課題について、引き続き更なる調査、検討を進め、司法制度改革の推進に積極的に取り組むこと。
 - 4 政府及び関係機関は、司法制度改革の緊急性にかんがみ、3年以内に主要な関連法案の立案等を遂げるよう努めること。
 - 5 政府は、司法制度改革を実効性あるものとするため、裁判所、検察庁等の人的・物的体制の充実等を始め、万全の予算措置を行うよう努めること。
- 右決議する。

商法等の一部を改正する法律案（閣法第6号）

【要旨】

本法律案は、株式会社等の経営手段の多様化を図るため、新株予約権の制度を新設し、種類株式の制度の改善を図るとともに、株主総会における議決権の行使、会社関係書類の作成等を電磁的方法により行うことを可能にする措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 新株予約権制度の新設

- (1) あらかじめ定めた価額で会社の株式を取得することができる権利である「新株予約権」を新設する。
- (2) 会社は、新株予約権を発行することができる。
- (3) 新株予約権の無償付与となるストック・オプションについて、付与対象者、付与できる株式数、権利行使期間に関する制限を廃止するとともに、株主総会の授權決議における決議事項を簡素化する。

2 種類株式制度の見直し

- (1) 会社は、株式の種類として、新たに、議決権を行使することができる事項につき内容の異なる数種の株式を発行することができる。
- (2) 議決権制限株式の総数は、発行済株式総数の2分の1までとする。

(3) 利益配当に関して内容の異なる種類株式については、定款でその配当の上限額その他算定の基準の要綱を定めたときは、定款をもって配当額を取締役会等で決定できる旨を定めることができる。

(4) 株主総会の決議事項の全部又は一部について、その決議のほかに種類株主の総会の決議を要する旨を、定款をもって定めることができる。

3 株式の転換

会社側から強制的に転換をすることができる「強制転換条項付株式」を認め、株主側から転換を請求できる従前の「転換株式」を「転換予約権付株式」とする。

4 新株発行に関する規制緩和

株主総会における新株の有利発行決議の有効期間の延長、譲渡制限会社における発行株式総数に関する制限の廃止等、新株発行に関する規制を緩和する。

5 会社関係書類の電子化等

(1) 会社は、定款や貸借対照表等の会社関係書類を電磁的方法により作成することができる。

(2) 株主総会の招集通知等の会社・株主間の通知、請求等についても、電磁的方法によりすることができる。

(3) 会社は、取締役会の決議をもって、株主総会に出席しない株主が電磁的方法により議決権を行使可能である旨を定めることができる。

6 計算書類の公開方法の拡大

会社は、取締役会の決議をもって、貸借対照表又はその要旨の公告に代えて、電磁的方法により貸借対照表を5年間開示する措置をとることができる。

7 施行期日

この法律は、平成14年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に伴い、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1 ストック・オプションの付与対象者及び付与できる株式数の制限の撤廃に伴い、会社による株価操作、インサイダー取引等が行われないよう監視体制を一層整備するとともに、株主以外の者に新株予約権を有利発行する場合には、これを必要とする理由を開示することが株主保護の観点から重要であることについて、周知徹底を図ること。

2 ストック・オプション制度に係る税制については、税の公平性・所得の捕捉可能性等を踏まえて整備すること。

3 会社関係書類の電子化、計算書類の公開制度の電子化等の導入に伴い、会社等が用いる電磁的方法の信頼性・安全性の確保に努めるとともに、個人情報の保護に十分留意するよう周知徹底を図ること。

4 株式会社の大多数を占める小規模会社においても、計算書類の公開の制度趣旨が十分に理解され、その実施が図られるよう、その趣旨の周知徹底を図るとともに、この制度を定着させるために必要な環境整備に努めること。

右決議する。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第7号）

【要旨】

本法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法ほか118の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

刑法の一部を改正する法律案（閣法第8号）

【要旨】

本法律案は、自動車運転による死傷事犯の実情等にかんがみ、事案の実態に即した処分及び科刑を行うため、飲酒運転や著しい高速度運転などの悪質かつ危険な運転行為により人を死傷させた者に対する罰則を強化するとともに、過失による軽傷事犯における刑の裁量的免除の規定を設けようとするものであり、その内容は次のとおりである。

1 危険運転致死傷罪の新設

次に掲げる悪質・危険な自動車の運転行為により人を負傷させた者は10年以下の懲役に処し、死亡させた者は1年以上の有期懲役に処する。

- (1) アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為
- (2) 進行を制御することが困難な高速度で、又は進行を制御する技術を有しないで自動車を走行させる行為
- (3) 人又は車の通行を妨害する目的で、通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為
- (4) 赤色信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

2 刑の裁量的免除

自動車の運転による業務上過失傷害罪を犯した者について、傷害が軽いときは情状により刑を免除することができる。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 危険運転致死傷罪の創設が、悪質・危険な運転を行った者に対する罰則強化であることにかんがみ、その運用に当たっては、濫用されることのないよう留意するとともに、同罪に該当しない交通事犯一般についても事案の悪質性、危険性等の情状に応じた適切な処断が行われるよう努めること。
- 2 本法が四輪以上の自動車の運転者に対象を限定していることについては、自動二輪車による事故の実態を踏まえて、その運転者をも本法の対象とする必要性につき引き続き検討すること。
- 3 刑の裁量的免除規定については、事件の取扱いに際し、被害者の感情に適切な配慮を払うとともに、軽傷事犯についても適正な捜査の遂行に遺憾なきを期すること。

- 4 交通事犯の被害者等に対する情報提供、精神的ケアなど被害者保護策について、更なる充実に努めること。
- 5 悪質・危険な運転行為を行った者について、運転免許にかかる欠格期間の在り方等を含め更に幅広く検討を進めること。
- 6 飲酒運転等の悪質・危険な運転が引き起こす結果の重大さ、悲惨さにかんがみ、これらの運転が許されないことについて国民の意識の一層の向上を図り、事故の未然防止に努めること。
- 7 本改正と併せて交通事故防止対策の観点から、道路交通環境の整備、交通安全教育の徹底等交通安全施策を一層強力に推進すること。
右決議する。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）

【要旨】

本法律案は、財産刑、自由刑等の裁判を的確に執行するため、検察官等の公務所又は公私の団体に対する照会権限について定めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

1 裁判の執行に関する公務所等に対する照会

検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

2 その他

過料の裁判を検察官の命令によって執行することを定める非訟事件手続法、民事訴訟法につき、1と同様の規定を設ける。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（先議）

【要旨】

本法律案は、ワールドカップサッカー日韓共催大会の開催を控え、いわゆるフーリガンに対する効果的な対策等が求められていることから、我が国で開催される国際的な競技会等の円滑な実施を妨げる目的をもって暴行等を行う外国人等を上陸拒否及び退去強制の対象とするとともに、外国人犯罪の現状にかんがみ、刑罰法令違反者等に係る退去強制事由を拡大する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 フーリガン等対策又は外国人犯罪対策のため、次の外国人を上陸拒否の対象に追加する。

(1) 国際的な競技会又は会議（国際競技会等）に関連して、殺傷、暴行等を行ったことにより、刑に処せられ、又は国外退去させられた者であつて、国際競技会等の開催場所等において、殺傷、暴行等を行うおそれのあるもの

(2) 刑法等に定める一定の罪により懲役又は禁錮の判決の宣告を受けた者で、判決確定の日から5年未満のもの

- 2 フーリガン等対策、外国人犯罪対策又は偽変造文書対策のため、次の外国人を本邦からの退去強制の対象に追加する。
 - (1) 短期滞在資格を有する者で、国際競技会等に関連して、国際競技会等の開催場所等において、殺傷、暴行等を行ったもの
 - (2) 一定の在留資格を有する者で、刑法等に定める一定の罪により懲役又は禁錮に処せられたもの
 - (3) 他の外国人の上陸又は在留のために偽変造文書を作成等した者
- 3 外国人の上陸審査又は在留審査において、法務大臣が入国審査官に事実の調査を行わせることができることとする。
- 4 事務処理の合理化を図るため、出入国管理及び難民認定法に規定する法務大臣の権限を、永住許可等に関するものを除き、地方入国管理局長に委任することができることとする。
- 5 この法律は、平成14年3月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 ワールドカップサッカー日韓共催大会の開催に当たっては、過去の開催国を始め諸外国との十分な情報交換に努め、あらゆる事態を想定しつつ、警察など関係機関の連携を密にして警備に万全を期すること。
- 2 来日・在留外国人の増加にかんがみ、出入国管理体制を格段に充実させ、その適正な運用に努めるとともに、外国人犯罪対策に万全を期すること。
- 3 フーリガン等対策に当たっては、NGO（非政府組織）等が行う活動への過度の制約とならないよう、その運用に十分配慮すること。
- 4 外国人の上陸又は在留に係る審査のための事実の調査に当たっては、調査対象者のプライバシーの保護等人権にも十分配慮すること。
- 5 難民支援が喫緊の課題となっている現状にかんがみ、国内における難民認定申請に際し、その手続がより一層迅速かつ適切に行われるよう、その体制整備等に努めること。
右決議する。

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第19号）

【要旨】

本法律案は、最近における我が国の社会経済情勢にかんがみ、子を養育する裁判官の継続的な勤務を促進し、もって裁判事務等の一層の円滑な運営等に資するため、育児休業の対象となる裁判官の養育する子の年齢を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 裁判官について育児休業の対象となる子の年齢を、1歳未満から3歳未満に引き上げる。
- 2 現行法下において既に育児休業をした者について、育児休業の対象となる子が3歳に達するまで再度の育児休業を認めるなどの経過措置を定める。
- 3 この法律は、平成14年4月1日から施行する。

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（第151回国会衆第31号）

【要旨】

本法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、監査役の機能の強化、取締役等の責任の軽減に関する要件の緩和及び株主代表訴訟制度の合理化を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 監査役の機能の強化

1 監査役の取締役会への出席義務及び意見陳述義務

監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 社外監査役の数等

商法特例法上の大会社（資本金5億円以上又は負債額200億円以上）において、監査役の半数以上は、その就任前に会社又はその子会社の取締役又は支配人その他の使用人となったことがない者でなければならない。

3 監査役の任期

監査役の任期を4年に延長する。

4 監査役の辞任に関する意見陳述権

監査役を辞任した者は、株主総会に出席し、その旨及び理由を述べることができる。この場合においては、他の監査役も意見を述べることができる。

5 監査役の選任に関する監査役会の同意権及び提案権

商法特例法上の大会社の監査役を選任する場合について、監査役会に同意権及び提案権を認める。

第2 取締役等の会社に対する責任の軽減

1 取締役の責任の免除

原則として総株主の同意がなければ免除できないものとされている取締役の責任のうち、軽過失による法令定款違反の行為に関するものについては、以下のいずれかの手続により報酬等の4年分（代表取締役は6年分、社外取締役は2年分）の額を超える部分につき、これを免除することができる。

(1) 株主総会の特別決議による免除

取締役は、特別決議を行う株主総会において、責任を免除すべき理由等を開示しなければならない。

(2) 定款の規定に基づく取締役会決議による免除

定款の定めがあるときは、業務執行状況等を勘案して特に必要があると認める場合に限り、取締役会決議で免除できる。この場合において、決議後、総株主の議決権の100分の3以上を有する株主が異議申立期間内に異議を述べたときは、免除できない。

(3) 定款の規定に基づく社外取締役との間の事前の責任限定契約

定款の定めがあるときは、社外取締役との間で、その取締役が契約後に会社に損害を与えても、あらかじめ定めた額と報酬の2年分の額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負う旨の契約をすることができる。

2 監査役の同意

1による免除又はそのための定款の変更の議案を株主総会に提出するには、監査役全員の同意を得なければならない。

3 免除後の退職慰労金の支給等

1による免除の後にその取締役に対し退職慰労金等を与えるとき又はその取締役が新株予約権を行使若しくは譲渡するときは、株主総会の承認を得なければならない。

4 監査役ของบริษัทに対する責任の免除

1の(1)及び(2)並びに3は、監査役の責任について準用する。

第3 株主代表訴訟の合理化

1 監査役の考慮期間の延長

株主から取締役の責任追及の請求があった場合における監査役の考慮期間を、60日に延長する。

2 訴訟上の和解における取締役の責任の免除

取締役の責任を追及する訴訟につき会社が和解をする場合については、総株主の同意を得なくても取締役の責任を免除することができる。

3 取締役を補助するために会社が行う参加の申出

会社は、取締役を補助するために株主代表訴訟に参加する旨の申出をする場合、監査役全員の同意を得なければならない。

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（第151回国会衆第32号）

【要旨】

本法律案は、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、農業協同組合法ほか16本の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（7件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	司法制度改革推進法案	衆	13. 9. 28	13. 10. 31	13. 11. 8 可決 附帯	13. 11. 9 可決	13. 10. 18 法務	13. 10. 26 可決 附帯	13. 10. 30 可決
○13. 10. 31 参本会議趣旨説明 ○13. 10. 18 衆本会議趣旨説明									
6	商法等の一部を改正する法律案	衆	10. 5	11. 14	11. 20 可決 附帯	11. 21 可決	10. 26 法務	11. 2 可決 附帯	11. 6 可決
7	商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案	衆	10. 12	11. 14	11. 20 可決	11. 21 可決	10. 26 法務	11. 2 可決	11. 6 可決
8	刑法の一部を改正する法律案	衆	10. 12	11. 20	11. 27 可決 附帯	11. 28 可決	10. 31 法務	11. 9 可決 附帯	11. 9 可決
9	刑事訴訟法等の一部を改正する法律案	衆	10. 12	11. 20	11. 27 可決	11. 28 可決	10. 31 法務	11. 9 可決	11. 9 可決
14	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案	参	10. 26	10. 29	11. 1 可決 附帯	11. 2 可決	11. 15 法務	11. 21 可決 附帯	11. 22 可決
19	裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10. 30	11. 26	11. 29 可決	11. 30 可決	11. 8 法務	11. 16 可決	11. 16 可決

(注) 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備送付	衆院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
3	民法の一部を改正する法律案	千葉 景子君 外9名 (13. 11. 13)	13. 11. 15		13. 12. 4	継続審査				

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
151 回 31	商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案	太田 誠一君 外4名 (13. 5. 30)		13. 11. 29	13. 12. 3	13. 12. 4 可決	13. 12. 5 可決	13. 9. 27 法務	13. 11. 28 修正	13. 11. 29 修正
151 回 32	商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案	太田 誠一君 外4名 (13. 5. 30)		11. 29	12. 3	12. 4 可決	12. 5 可決	9. 27 法務	11. 28 修正	11. 29 修正

(注) 修正 修正議決